

令和2年度

扶桑町短期集中通所等サービス事業者募集要項

令和2年10月

扶桑町

## 1 募集の趣旨

利用者が可能な限りその在宅において自立した日常生活を営むことができるよう、運動器機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上並びに日常生活動作（ADL）、手段的日常生活動作（IADL）の改善のための生活機能向上訓練等を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものです。

## 2 募集するサービスの種類等

短期集中通所等サービス

## 3 扶桑町の人口等の現状

|         |             |         |
|---------|-------------|---------|
| 総人口     | （令和2年9月末現在） | 34,878人 |
| 1号被保険者数 | （令和2年9月末現在） | 9,204人  |
| 事業対象者数  | （令和2年9月末現在） | 38人     |
| 要支援認定者数 | （令和2年9月末現在） | 407人    |

## 4 応募事業者の資格及び要件

応募の資格を有するものは、「扶桑町短期集中通所等サービスの人員、設備及び運営等に関する基準を定める要領（令和2年要領第1号）」に掲げる要件を満たした法人格を有し、次に掲げる要件を満たすものとします。

- ① 介護保険法第78条の2第4項及び第115条の12第2項に定める欠格事項に該当しないこと。
- ② 応募者は、設置主体の理事長等代表者であること。
- ③ 本事業の開始当初から安定したサービスを提供することができる体制を有していること。

※ただし、上記①～③に関わらず、応募日において次の事項に該当する場合は、応募することができません。・法律行為を行う能力を有しない者

- ・破産者で復権を得ない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから5年を経過していない者
- ・労働に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから5年を経過していない者
- ・地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）規定により扶桑町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ・地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者（他の自治体で指定を取り消された場合を含む。）

- ・扶桑町における事業者募集の手續において、その公正な手續を妨げた者は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者・法人税、所得税、消費税及び地方消費税、事業税、固定資産税並びに住民税を滞納している者
- ・「扶桑町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措に該当する者
- ・本業務を円滑に遂行する上で、安定的かつ健全な財政能力を有しない者

## 5 短期集中通所等サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等

- (1) 「扶桑町短期集中通所等サービスの人員、設備及び運営等に関する基準を定める要領（令和2年要領第1号）」で定めるそれぞれの基準を満たすものとします。
- (2) 短期集中通所等サービス以外の介護保険の指定を受けた事業所で実施する場合は、既存の事業に支障のない様に人員及び設備等の確保をし、短期集中通所等サービスの基準を満たしてください。

## 6 短期集中通所等サービスの介護報酬単位

- (1) 「扶桑町短期集中通所等サービスの人員、設備及び運営等に関する基準を定める要領（令和2年要領第1号）」によるものとします。

## 7 関係法令等の遵守

応募にあたっては、老人福祉法、介護保険法等の関係法令を遵守することが必要となります。

## 8 応募方法等

- (1) 指定までの流れ
  - ①事前相談表(様式 1)を1部提出してください。
  - ②事前相談の後、指定申請書を1部提出してください。  
※様式1については、扶桑町ホームページからダウンロードできます。
- (2) 募集受付期間：随時  
受付時間：午前9時～午後5時（土日、祝日を除く）
- (4) 提出先  
扶桑町役場健康福祉部介護健康課まで持参により提出してください。  
※電話予約のうえ、持参してください。  
※郵送、FAX、インターネット等による受付は行いません。  
※応募書類提出にあたり、資料の追加や修正をお願いすることがあります。

扶桑町役場 健康福祉部 介護健康課 介護グループ（担当）市原  
〒480-0102 扶桑町大字高雄字天道330番地  
TEL：0587-93-1111 FAX：0587-93-2034